



しあわせ信州

# 事業活動温暖化対策計画書制度

長野県環境部環境政策課  
ゼロカーボン推進室

# はじめに ～説明内容～

## I. 「制度概要」

事業活動温暖化対策計画書制度概要

## II. 「事業活動温暖化対策計画指針」とは

計画書・報告書への記載事項、講ずべき措置、評価基準等

## III. 「事業活動温暖化対策計画書記入要領」

計画書・報告書の書き方

# I . 制度概要

「長野県地球温暖化対策条例」の改正（平成25年3月）により  
始まった「事業活動温暖化対策計画書制度」の概要

# I. 制度概要

排出抑制計画書制度

自動車環境計画書制度

H25.3 条例改正による統合・拡充

**「事業活動温暖化対策計画書制度」** (H26.4～)

1. 用語の解説
2. 対象となる事業者・工場等
3. 規則で定める期間
4. 実施状況の報告
5. 助言・指導・公表・評価

# I. 制度概要

## 1. 用語の解説

### 1. 原油換算エネルギー使用量

事業活動において使用する様々なエネルギー（電気やガス等）の合計が、原油に換算してどれだけの量にあたるかを示す数値である。

（単位：kl＝キロリットル）



# I. 制度概要

## 1. 用語の解説

### 2. その他ガス

「エネルギーの使用に伴って排出する二酸化炭素」  
を除く温室効果ガスを指す。(6. 5ガス)

(1) 非エネルギー起源二酸化炭素

(2) メタン( $\text{CH}_4$ )

(3) 一酸化二窒素( $\text{N}_2\text{O}$ )

(4) ハイドロフルオロカーボン(HFC)

(5) パーフルオロカーボン(PFC)

(6) 六フッ化硫黄( $\text{SF}_6$ )

(7) 三フッ化窒素( $\text{NF}_3$ )



# I. 制度概要

## 1. 用語の解説

### 3. その他ガス合計排出量

以下のガスの排出量に、指定する係数を掛け算した値を合計した値。  
(単位:t(トン))

(1) 非エネルギー起源二酸化炭素	1
(2) メタン(CH <sub>4</sub> )	25
(3) 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298
(4) ハイドロフルオロカーボン(HFC)	} ガスごとに 指定する係数
(5) パーフルオロカーボン(PFC)	
(6) 六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	22,800
(7) 三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	17,200

# I. 制度概要

## 1. 用語の解説

### 4. 県内の工場等

県内の全ての工場、店舗、事務所、その他の  
事業場

※無人のものも含む＝自動販売機等

※社宅や社員寮部分は除く

(条例施行規則第4条)





# I. 制度概要

## 2. 対象となる事業者・工場等

第12条 次に掲げる事業者は、規則で定める期間ごとに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化の防止のための計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

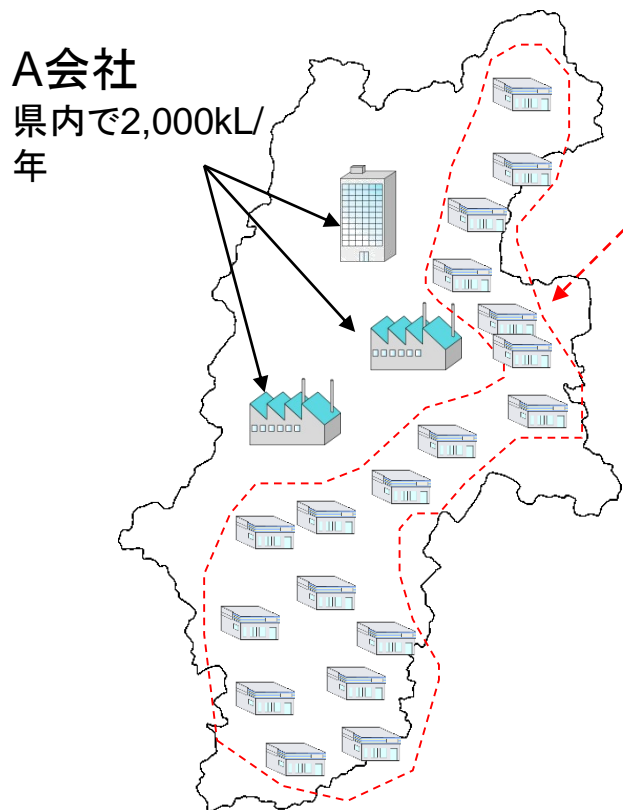
- (1) 基準年度において、県内全ての工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kl 以上の事業者
- (2) 基準年度において、県内全ての工場等におけるその他ガスの排出量合計が3,000t-CO<sub>2</sub> 以上の事業者
- (3) 200台以上の県内ナンバーの自動車を使用する事業者

※(1)～(3)のいずれかに該当する事業者は計画策定義務あり



# I. 制度概要

## 2. 対象となる事業者(1)



### ①原油換算エネルギー使用量

県内の工場等のエネルギー使用量の合計が1,500kL/年以上となる事業者が制度の対象となる。

⇒A会社、B会社ともに対象となる。(連鎖化事業者も対象となる。)

※連鎖化事業者:コンビニ等のチェーン店



# I. 制度概要

## 2. 対象となる事業者(2)

### ②温室効果ガス排出量(エネルギーの使用に伴って発生するCO<sub>2</sub>を除く)

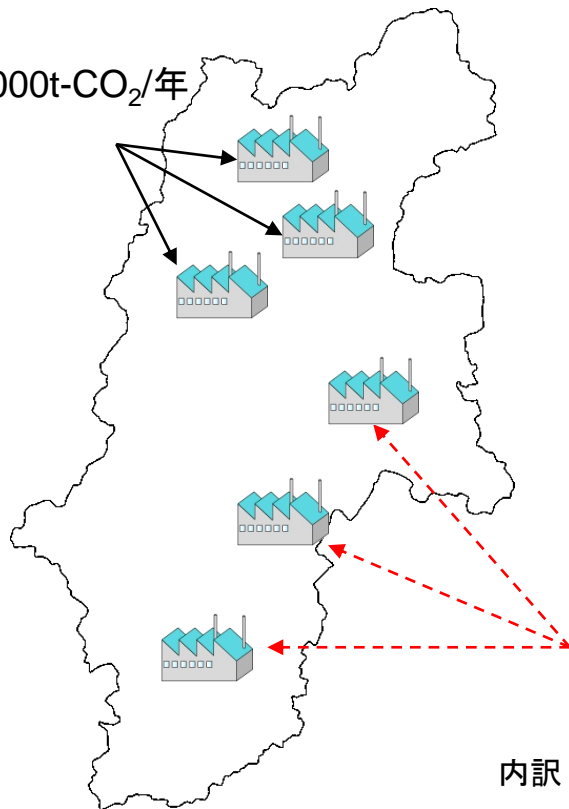
県内の工場等の温室効果ガスの排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000 t-CO<sub>2</sub>/年 以上となる事業者が制度の対象となる。

⇒C会社は対象外、D会社は対象となる。

※ガスの種類ごとではなく、対象となる全てのガスの合計で判断する。

C会社

県内合計で2,000t-CO<sub>2</sub>/年



D会社

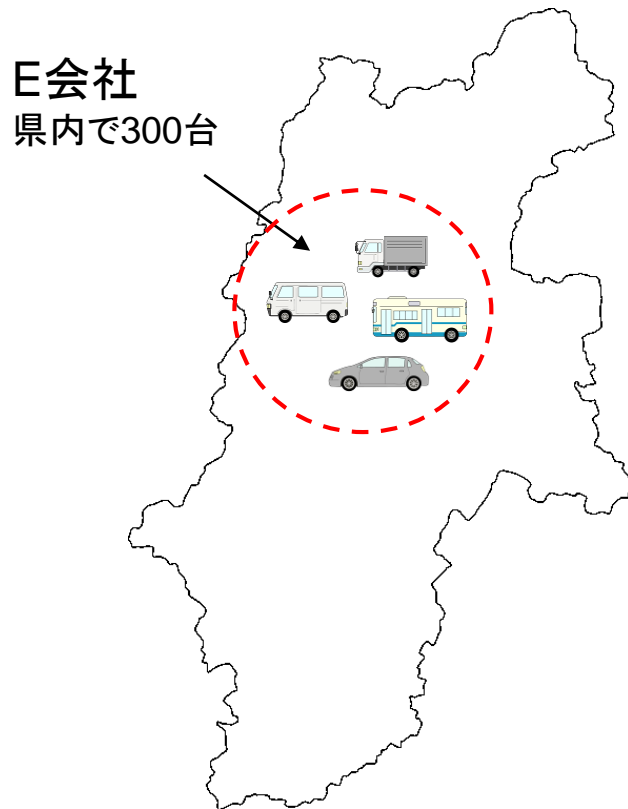
県内合計で3,005t-CO<sub>2</sub>/年

内訳  
〔・メタン1t/年 → 25t-CO<sub>2</sub>/年  
・一酸化二窒素10t/年 → 2,980t-CO<sub>2</sub>/年



# I. 制度概要

## 2. 対象となる事業者(3)



### ③自動車台数

事業活動において使用する自動車の台数(前年度末日)が200台以上(ただし、自動車検査証の交付を受けたもので、県内にその使用の本拠の位置を有するもの以外を除く)となる事業者が制度の対象となる。

⇒E会社は対象となる。

※レンタカーやリース車の車検証の「使用者名」が報告者である場合は、台数に含める。



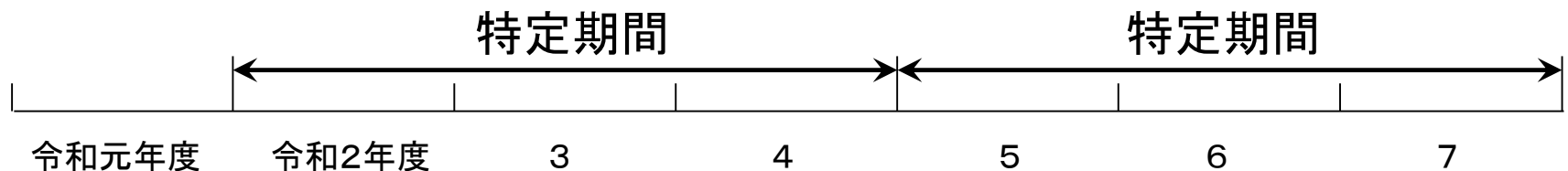
# I. 制度概要

## 3. 規則で定める期間(特定期間)

条例の対象事業者は、特定期間(最長3年)ごとに、温室効果ガス排出を抑制するための計画を定めなければならない。

(条例第12条 要約)

- ①令和元年度に「対象となる事業者」の要件を満たす場合  
⇒令和2年7月末日までに令和2～4年度を対象とした計画を提出
- ②令和2(3)年度に「対象となる事業者」の要件を満たす場合  
⇒令和3(4)年7月末日までに3～4(4)年度を対象とした計画を提出



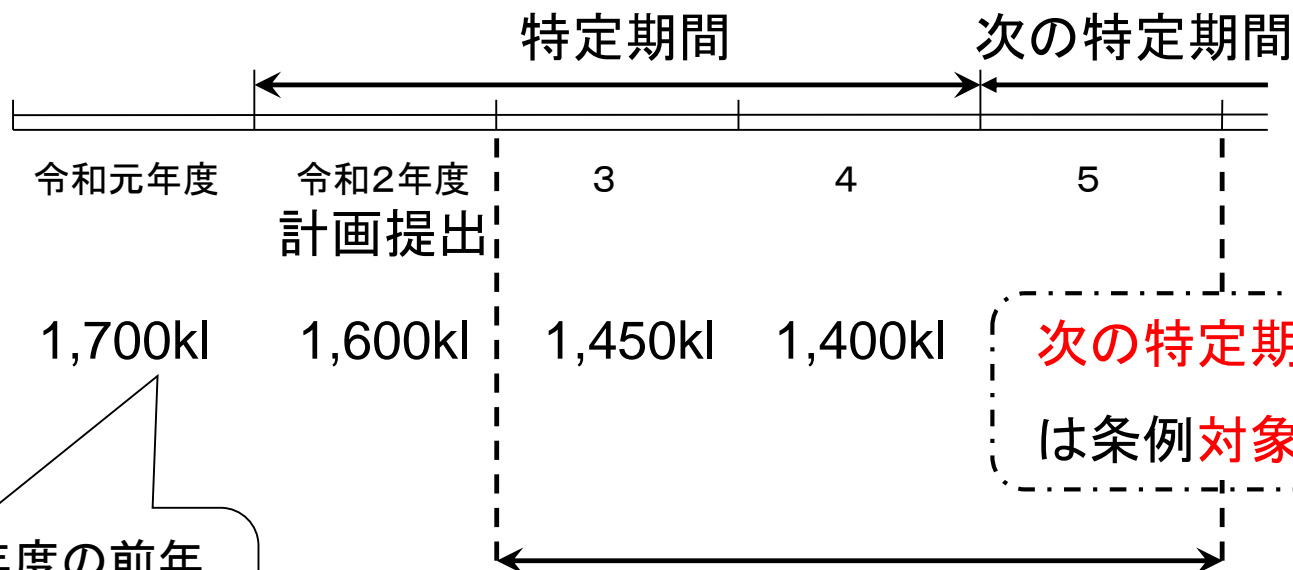


# I. 制度概要

## 3. 規則で定める期間(ポイント1)

3年間の特定期間中に、要件を満たさなくなった場合  
⇒引き続き、特定期間中は制度の対象  
(後述する実施状況の報告が必要)

例



次の特定期間は  
条例対象外

特定期間の初年度の前年度  
(要件を満たした年度)  
(=基準年度)

実施状況等報告書の提出  
(特定期間: 令和2~4年分)

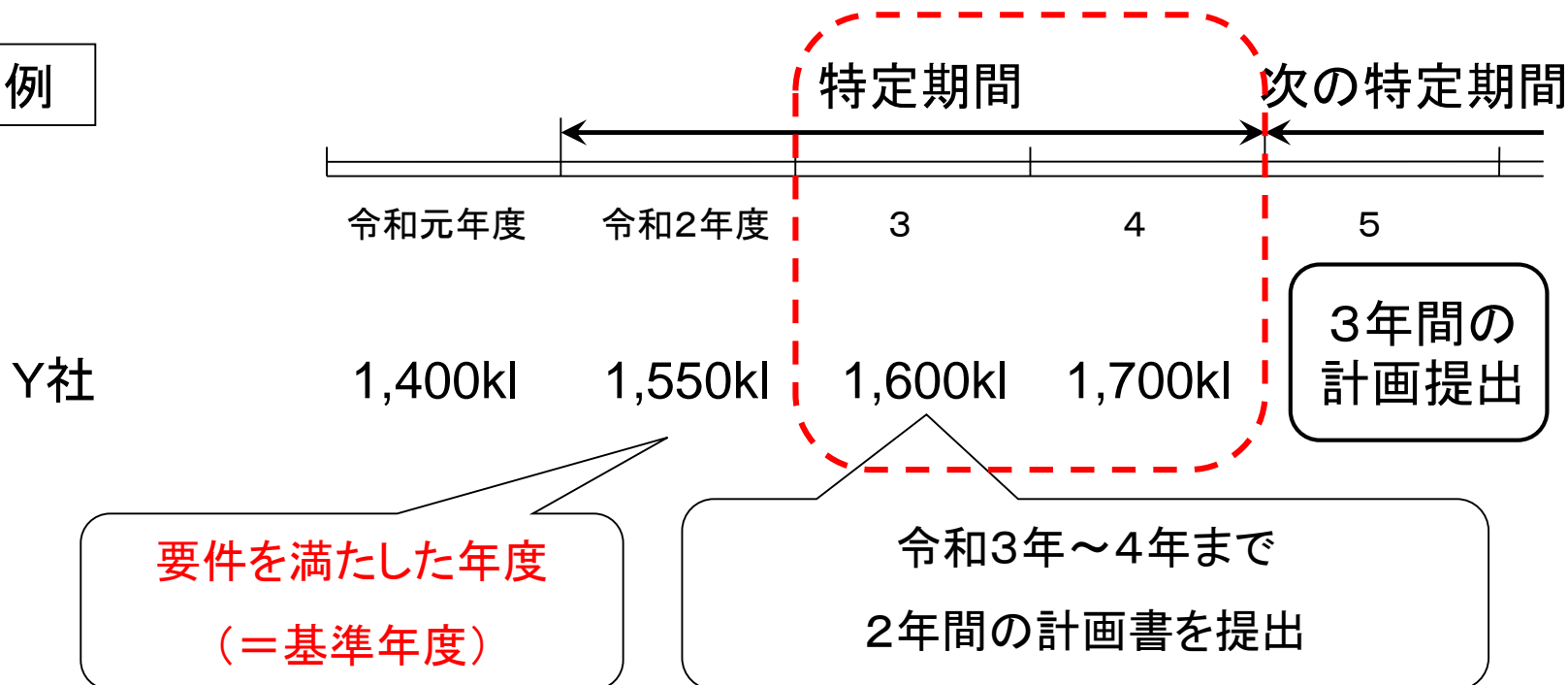


# I. 制度概要

## 3. 規則で定める期間(ポイント2)

3年間の特定期間中に、要件を満たすこととなった場合  
⇒要件を満たした年度を基準年度とした、2年又は1年の  
計画の策定・提出が必要

例





# I. 制度概要

## 4. 実施状況の報告

第12条9・・・事業者は、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策計画の**実施状況等**を知事に**報告**しなければならない。

①令和元年度に「対象となる事業者」の要件を満たす場合

⇒令和2年～4年度にかけて、毎年度7月末日までに前年度の**実施状況を報告**

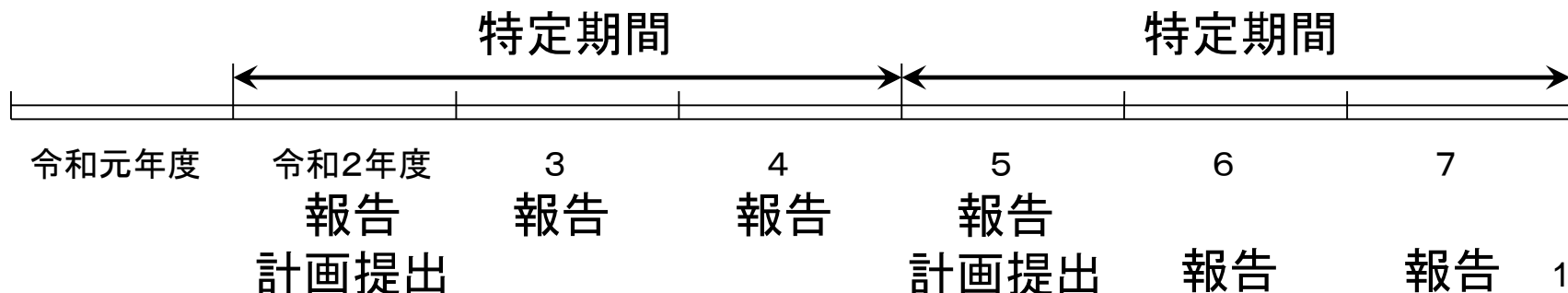
※ 新型コロナウイルスの影響を考慮し、今年度に限り、提出期日は令和2年9月末日まで

②令和2年度に「対象となる事業者」の要件を満たす場合

⇒令和3年～4年度にかけて、毎年度7月末日までに前年度の**実施状況を報告**

③令和3年度に「対象となる事業者」の要件を満たす場合

⇒令和4年7月末日までに、前年度の**実施状況を報告**







# I. 制度概要

## 5. 助言・指導・公表・評価

